

～広告宣伝車（アドトラック）事業者の皆様へ～ 屋外広告物条例をご確認ください！

許可がなければ条例違反になることがあります

次の場所・位置がある自治体の屋外広告物条例を必ずご確認ください。
☐ 広告宣伝車を走行させる場所 ☐ 車両の使用の本拠の位置

広告デザインへの配慮は十分ですか？

- ☐ 交通安全に配慮したデザインですか？
- ☐ 周囲の景観と調和したデザインですか？
- ☐ 公共空間で不特定多数の人が見ることに配慮したデザインですか？

（公社）東京屋外広告協会の自主審査基準を参考に、
広告デザインの自主チェックにご協力をお願いします。

- ・車体利用広告デザイン自主審査基準（車体共通）
- ・広告宣伝車自主審査基準



（公社）東京屋外
広告協会HP

関係法令を遵守していますか？

- ☐ 音の大きさの基準を遵守していますか？
- ☐ 道路交通法等を遵守し、交通安全に配慮していますか？



九都県市首脳会議 ～以下の1都3県5政令市の連携した取り組みです～

自治体名	担当部署名	電話番号
埼玉県	都市整備部 都市計画課	048-830-5528
千葉県	県土整備部 都市整備局 公園緑地課	043-223-3279
東京都	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	03-5388-3335
神奈川県	県土整備局 都市部 都市整備課	045-210-6209
横浜市	都市整備局 地域まちづくり部 景観調整課	045-671-2648
川崎市	建設緑政局 道路河川管理部 路政課	044-200-2814
千葉市	都市局 都市部 都市計画課 都市デザイン室	043-245-5307
さいたま市	都市局 都市計画部 都市計画課	048-829-1409
相模原市	都市建設局 まちづくり推進部 建築政策課	042-769-9252